

平成27年度第2回平塚市入札監視委員会 会議録

開催日時	平成28年1月12日(火) 午後2時30分～午後4時15分
開催場所	平塚市役所本館 5階 入札室
出席委員	本間 重雄 委員長 諸坂 佐利 委員 守屋 和徳 委員 中込 光一 委員
事務局	契約検査課、総合公園課、下水道経営課、建築住宅課
傍聴者	なし

I 開会 委員の互選により選出された本間委員長の進行で開会する。

II 議題1 入札・契約手続の運用状況について

発注案件総括表及び発注一覧表について

【事務局より指名停止の状況、平成27年度第2四半期および平成26年度の物品・一般委託の発注について契約金額、落札率などを説明】

委員：指名停止一覧表の業者の中で、現在契約中の業者はいるか。いる場合、指名停止による弊害等
はなかったか。

事務局：現在施工中の業者が一者いるが、施工中に指名停止となっても工事を止めることはないの
問題にはならない。その他の業者については、現在契約中の者はいない。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた諸坂委員から抽出理由を説明願います。

委員：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

（1）平塚市総合公園管理等委託契約に伴う委託料

抽出理由：本件は、「物品・委託」の抽出案件中最も高額であると同時に、地自法施行令167条の2
第1項第2号に基づく随意契約の形態をとるが、なぜ本件が法にいうところの「その性質
又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するかを確認したい。

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【総合公園課から委託の概要を説明】

【契約検査課から随契理由、契約状況などを説明】

委員：本件は1者随意契約であるので、地方自治法施行令第167条の2第1項の各項いずれか、また
平塚市契約規則第39条ただし書きの各号いずれかに該当するはずであるが、どれを適用して
いるのか理由とともに伺いたい。

事務局：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用している。理由は随意契約ガイドライン中の「国及び地方公共団体、その他公益法人と契約する場合」に該当し、随意契約ができることになっているためである。

※契約者は公益財団法人平塚市まちづくり財団

平塚市契約規則第 39 条ただし書き適用号については、資料の持ち合わせがなく正確な回答は困難である。

委員：1 者随契を選択した理由として、「平塚市の公共の福祉の増進を図ることを目的としている公益財団法人平塚市まちづくり財団と契約するため。」とあるが、民間企業であってもその目的は達成できるはずである。その中で敢えて平塚市まちづくり財団との 1 者随契を選択した理由を伺いたい。

事務局：平塚市まちづくり財団は総合公園の開設当初から本業務を請け負っており、業務内容や各施設の状況を熟知しているためである。

委員：総合公園の開設当初から平塚市まちづくり財団が 1 者随契で本業務を請け負っているとのことであるが、見直しは行っておるのか。また、公益財団法人平塚市まちづくり財団とはどのような団体なのか伺いたい。（代表者、役員、出資金など）

事務局：詳細資料の持ち合わせがないためこの場での説明は困難である。

委員：残余金が発生したため戻入を行った経緯があるようだが、その内訳を伺いたい。

事務局：主なものは光熱水費だが、項目・金額など詳細資料の持ち合わせがないためこの場での説明は困難である。

本日不足の詳細資料は次回定例会開催時に事務局を通して報告するものといたしたい。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

（2）平塚市下水道事業公営企業会計システム構築業務委託

抽出理由：本件は、地自法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約の形態をとっているにも関わらず、今回の「物品・委託」の抽出案件申請負率が最も低い（予定価格と決定額との隔たりが最も広い）。なぜか。また、なぜ本件が法にいうところの「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するかを確認したい。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道経営課から委託の概要を説明】

【契約検査課から、プロポーザルの経緯、随契理由、契約状況などを説明】

委員：本件はプロポーザル方式を採用しており、複数者からの提案を受けているが、それでも 1 者随契契約ということになるのか。

事務局：プロポーザル方式はあくまで随意契約の相手となる企業を特定するために行う方法であるため、形としては随意契約ということになる。

委員：本件の落札率は今回の抽出案件リストの中で最も低い63.83%であるが、予定価格と落札額の隔たりがここまで生じた理由を伺いたい。

事務局：積算や業者からの参考見積を元に設定した業務の各項目が、平塚市の求める最高水準であった場合を想定して予定価格を設定した。その後にプロポーザル参加業者が本市に必要な機能を有する各項目を積算した金額が、予定価格に比べ安価であったためである。

委員：本件のようなシステムは既に他の自治体での導入実績もあるだろうし、導入時のコストが低く抑えられるのは当然のことであると思われる。その後に生じるメンテナンス等のランニングコストで回収されてしまっただけでは意味がないと思うが、そのあたりのことについて伺いたい。

事務局：メンテナンス費用もプロポーザルの価格評価点の中に含まれているので、そのあたりのも総合的に判断して選定された企業と契約したということである。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

(3) (仮称) 港地区認定こども園新築工事 (衛生・空調)

抽出理由：本件は、「工事・コンサル」の抽出案件中、最も高落札率であり、かつ高額案件であるため、その事情を伺いたい。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事概要を説明】

【契約検査課から入札参加条件、入札経過などを説明】

委員：本件の入札結果を見ると、7者の参加業者のうち3者が最低制限価格を下回って失格となっているなど、業者間でかなり入札金額の開きが生じているが、その原因が分かれば伺いたい。

事務局：詳細は不明だが、業者間の積算精度の差が金額の開きに反映されている部分はあると思う。建築関係の工事では積算の単価は公表されていない。

委員：もっとも安い入札価格ともっとも高い入札価格との差が約25%もあるが、ここまで業者間で積算の差が生じるとは考えづらい。最低制限価格の読み間違いをしているのではないかと考えられるが、最低制限価格は何%で設定していたのか。

事務局：工事の場合は最低制限を一律のパーセンテージとしておらず、案件ごとに直接工事費及び各経費に決まった係数を掛け合わせ、合計した数字を最低制限価格としている。計算式及び計算用のエクセルシートはホームページで公表しているので、業者もそれを用いて計算していると思われる。

委員：前に審議した下水道経営課の案件のように、「この建物を作るには最大でこれぐらいの金額を要する」というように最大値を積算し予定価格としているのか。それとも工事部材や人工など、一つ一つを積み上げて積算しているのか、伺いたい。

事務局：後者である。

委員長：他に質問がなければ、次の案件に移りたいと思います。

(4) 平塚市余熱利用施設新築工事（電気）

抽出理由：本件は、「工事・コンサル」の案件中、最も高額案件であり、かつ高落札率である。また本件は、総合評価方式を採用しているので、他の事業者との比較検討状況も確認したい。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事概要を説明】

【契約検査課から入札参加条件、総合評価、入札経過などを説明】

委員：本案件の入札に参加が可能な業者が25者いるが、そのうち実際入札に参加した業者は7者（うち2者は辞退）と少ない。そのあたりの事情が分かれば伺いたい。

事務局：本市の発注基準では、電気工事については設計金額が1億円を越えると地域要件を近隣本店まで拡大して公告する。本案件もそれに該当し、入札参加可能業者25者のうち20者は市外の業者であり、市内業者5者は全者入札に参加している。競争性を確保するために金額が大きい案件に関しては地域要件を拡大しているものの、実際市外の案件に参加するかどうかは業者によるところではあるので、本案件についてはこのような結果となった。

委員：本案件は総合評価方式（特別簡易型）で実施しているが、詳細な内容を確認したい。

事務局：（事務局から総合評価の説明）

委員：総合評価の項目の中に「社会保険への加入」とあるが、これを満たせずに減点されている業者がいる。本案件は電気工事の特定建設業許可が入札参加条件となっているが、特定建設業許可を持っている業者の技術者が社会保険に加入していないとは考えづらい。もし落札したくないのであれば辞退するのが筋だと思うが、社会保険未加入の場合は減点になる現評価項目では、意図的に必要書類を出さないことにより点数を操作する（下げる）ことができってしまう。減点法の評価の考えを伺いたい。

事務局：書面審査なので、要求されている書類をきちんと揃えて提出できることも企業の能力であると捉えている。今回の場合では、単純な書類の不足・誤りにより当該項目に不適合となったのではないかと考えられる。委員の仰ったことは今後の検討材料とさせていただきたい。

委員長：他に質問がなければ、その他に移りたいと思います。

議題3 その他

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

○関連会社・同族会社による同一案件への参加について

事務局：平塚市では、かながわ電子入札共同システムを通して、神奈川県との共通審査及び平塚市の固有審査をクリアした業者を競争入札参加資格者名簿に記載しており、さらに案件ごとの参加

条件を満たす者の入札参加を認めているところである。以前本委員会審議の中で、当時の委員より名称の似た業者が同一案件に参加していることに関してご指摘を受けたことがあったが、平塚市では関連会社・同族会社が同一案件に参加することを阻むようなことは特にしていないのが現状である。民間企業の経済活動の中で、のれん分けをしたり、業務提携などの経営工夫をしたりということは当然自由に行われるべきであるが、関連会社・同族会社による同一案件への参加が、談合の温床になったり、業者間の不公平感を抱かせたりする原因になるということも考えられる。そのあたりのご見解をいただきたい。

委員：同族会社であれば役員の名簿などで比較すればある程度判断がつくが、関連会社と言うとどこまでが関連かの線引きは困難ではないか。また、関連会社・同族会社による同一案件へ参加してはいけないという法的な根拠はないはずである。（「同族会社」は法律用語だが、「関連会社」は法律用語ではない）

委員：例えば、資本関係が50%以上ある業者どうしは同一案件に参加できないというようなルールを設定することは可能であると思うが、そこまでする必要はあるかどうかは疑問である。

委員：また、何をもって関連会社とするなどの明確な決めを作ってしまうと、それを逆手にとって関連会社でないことを装うこともできてしまう。

委員：同族会社・関連会社と思われる業者が同一案件に参加し、不誠実な行為等をしたと疑われるような場合は、市が入札後に調査をする権限を持てるという程度のことであれば、規則などで制定可能ではないか。

事務局：貴重なご意見をありがとうございました。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・ 次回抽出委員の選定
- ・ 次回定例会議の日程

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(午後4時15分閉会)